

## 第 1 4 号議案

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例の制定について

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 1 2 月 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例

(亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年亀  
岡市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「小学校」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）」に改める。

(亀岡市公益施設整備基金条例の一部改正)

第 2 条 亀岡市公益施設整備基金条例（昭和 4 7 年亀岡市条例第  
3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び  
義務教育学校」に改める。

第 7 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(亀岡市立学校施設使用条例の一部改正)

第 3 条 亀岡市立学校施設使用条例（平成 1 6 年亀岡市条例第 6 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教

育学校」に改める。

別表を次のように改める。

施設名 (区分)	使用料 (1時間あたり)	学校名
屋内運動場	①	円 100 小学校：西別院 曾我部 吉川 畑野 千代川 中学校：別院 義務教育学校：亀岡川東学園
	②	円 150 小学校：東別院 蕨田野 本梅 青野 大井 保津 城西 詳徳 南つつじヶ丘 中学校：育親
	③	円 200 小学校：亀岡 安詳 つつじヶ丘 中学校：東輝 詳徳
	④	円 250 中学校：南桑 大成
	⑤	円 400 中学校：亀岡
	格技場	円 150 中学校：亀岡
	小体育室、 ミーティング 室	円 50 小学校：亀岡 安詳 東別院 中学校：亀岡 大成 義務教育学校：亀岡川東学園
屋外運動場	無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校
教育委員会が使用を認める施設	無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校

(亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正)  
第4条 亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例(平成21年亀岡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中「亀岡市立小学校設置条例(昭和39年亀岡市条例第10号)第1条に規定する小学校」を「亀岡市立小学校設置条例(昭和39年亀岡市条例第10号)第1条に規定する小学校及び亀岡市立義務教育学校設置条例(平成28年亀岡市条例第 号)第1条に規定する義務教育学校の前期課程」に改める。

第3条中「小学校」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)」に改める。

(亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年亀岡市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条中「小学校」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)」に改める。

(亀岡市野外活動施設条例の一部改正)

第6条 亀岡市野外活動施設条例(昭和57年亀岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考中「小学校、中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年亀岡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)就学前子どもをいう。

(亀岡市暴力団排除条例の一部改正)

第8条 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第14条中「小学校及び中学校をいう」を「小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下次項において同じ」に改める。

(亀岡市都市公園条例の一部改正)

第9条 亀岡市都市公園条例(昭和44年亀岡市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3(3)の備考第3項の次に次の1項を加える。

4 この表において「中学生以下」とは、学齢に達しない者(4歳未満の者を除く。)又は学校教育法第1条に規定する小学校、

中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。

別表第3の3(4)の表及び備考中「小学生・中学生」を「小学生・中学生・義務教育学校生」に、「小学校の児童又は中学校の生徒」を「小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒」に改める。

別表第3の3(5)の備考第1項中「小学校の児童若しくは中学校の生徒をいう」を「小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう」に改める。

(亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年亀岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「小学校」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」に改める。

## 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例案要綱

- 1 学校教育法等の一部を改正する法律の施行における学校教育法の一部改正に伴い、関係する条例について次のとおり改正すること。
  - (1) 学校の種類として、小学校及び中学校に加え、新たに義務教育学校を追加すること。
  - (2) その他所要の規定整備を図ること。
  
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行すること。